

給水装置工事に関わる占用申請について

- 給水装置工事に伴う占用申請は、上下水道局が給水装置工事申込者に代わって申請手続きを行っております。円滑に手続きを行うため、以下についてご確認のうえ書類の提出をお願いいたします。

1. 申請の流れ

		指定工事事業者	上下水道局	道路管理者
1	事前協議	◆		→
2	給水装置工事申込	◆	→	
3	占用申請書類の提出	◆	→	
4	給水装置工事設計審査		◆	
5	占用申請書作成・届出		◆	→
6	占用審査			◆
7	占用許可		←	◆
8	占用許可通知	←	◆	
9	給水装置工事申込承認通知	←	◆	
10	通行規制願い	◆		→
11	工事着手	◆		

2. 占用申請に必要な書類

	国・県道	市道	法定外	備考
提出部数	3 部	3 部	2 部	給水装置工事申込書の資料とは別に用意。
位置図	○	○	○	占用位置周辺建物がわかるもの。 住宅地図は著作権に注意。
平面図	○	○	○	縮尺1/100~200程度。占用物は赤。 公道部からメーターまで。（別紙1、2参照）
断面図	○	○	○	占用物は赤。公道部からメーターまで。 （別紙1、2参照）
舗装構成図	○	○	○	占用物は赤。仮・本復旧の構成。
公図の写し	○	○	○	
現況写真	○	○	○	占用物：赤 （別紙3参照）
保安施設図	○	—	—	
同意書	※	※	○	提出部数は1部 ※利害関係が生じる場合

- 二つ以上の道路管理者に申請が必要な場合は、それぞれの占用箇所を記載及び着色した図面及び写真を別々に作成してください。（別紙1、2参照）

3. 道路管理者との事前協議

上下水道局へ給水装置工事の申込みを行う前に、道路管理者と協議し、土工及び復旧の方法並びに通行規制についての指導、また占用申請する図面の承認を受けてください。事前協議が不十分な場合は、許可に時間がかかることがあります。

4.許可までの期間

- ・ 申請書類受理から道路管理者へ提出まで 3日程度 ※書類に不備が無い場合
- ・ 道路管理者の審査 15日以内 ※標準処理期間

上下水道局から道路管理者への催促は行政手続法に基づく正当な理由がない限り行いませんので、余裕を持って申込みしてください。

5.施工上の注意点

- ・ 許可条件をご確認の上、施工してください。
- ・ 占用工事施工日を事前に報告してください。施工日は原則、上下水道局の営業日でお願いいたします。
- ・ 工事内容に変更が生じた場合は、事前に上下水道局に報告してください。事後報告は認めません。

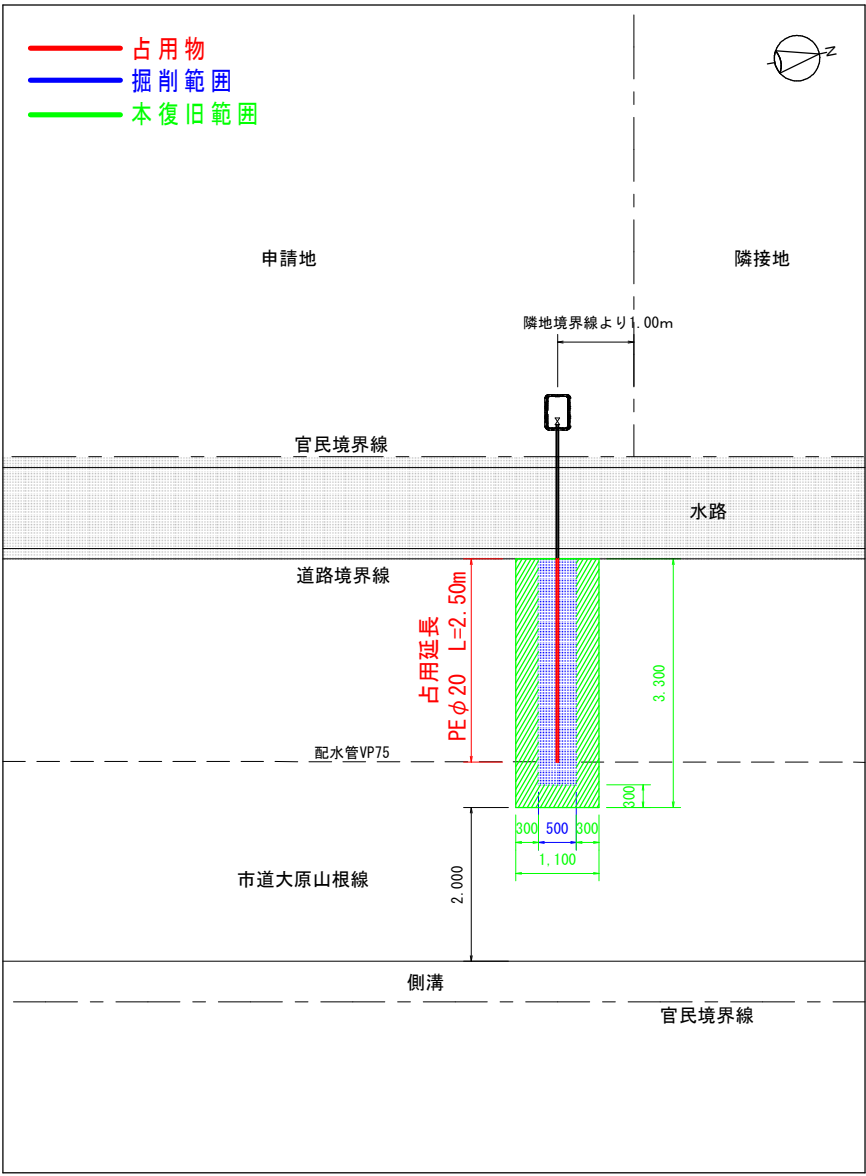
6.占用工事完了届に必要な書類

提出書類	部数	備考
工事記録写真	2部	許可書の許可条件に従ってください。
完成図面	2部	申請と異なる場合（※事前報告のない変更は認めない。）

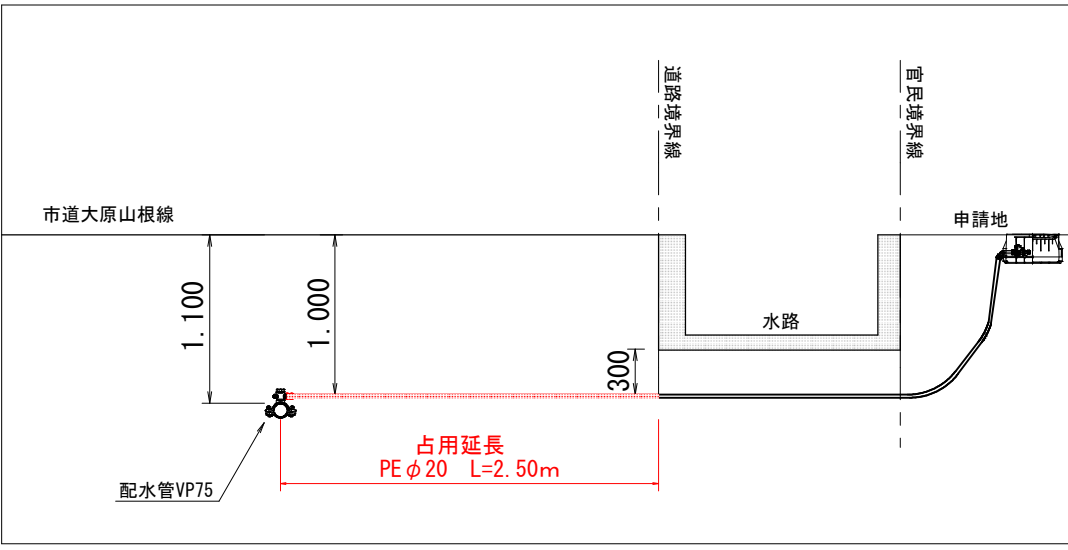
工事記録写真は、道路管理者が埋設部分の施工状況を確認する唯一の手段です。不備がある場合は再施工を求められる場合がありますので、チェック表等を利用して忘れずに撮影してください。

市道 占用図面

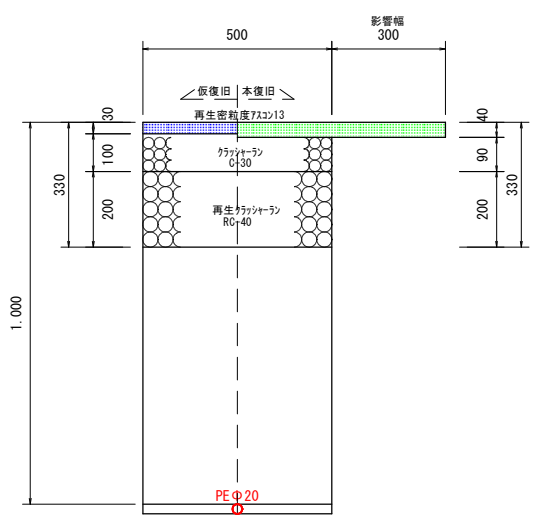
平面図 (S=1/100)



断面図 (S=1/50)



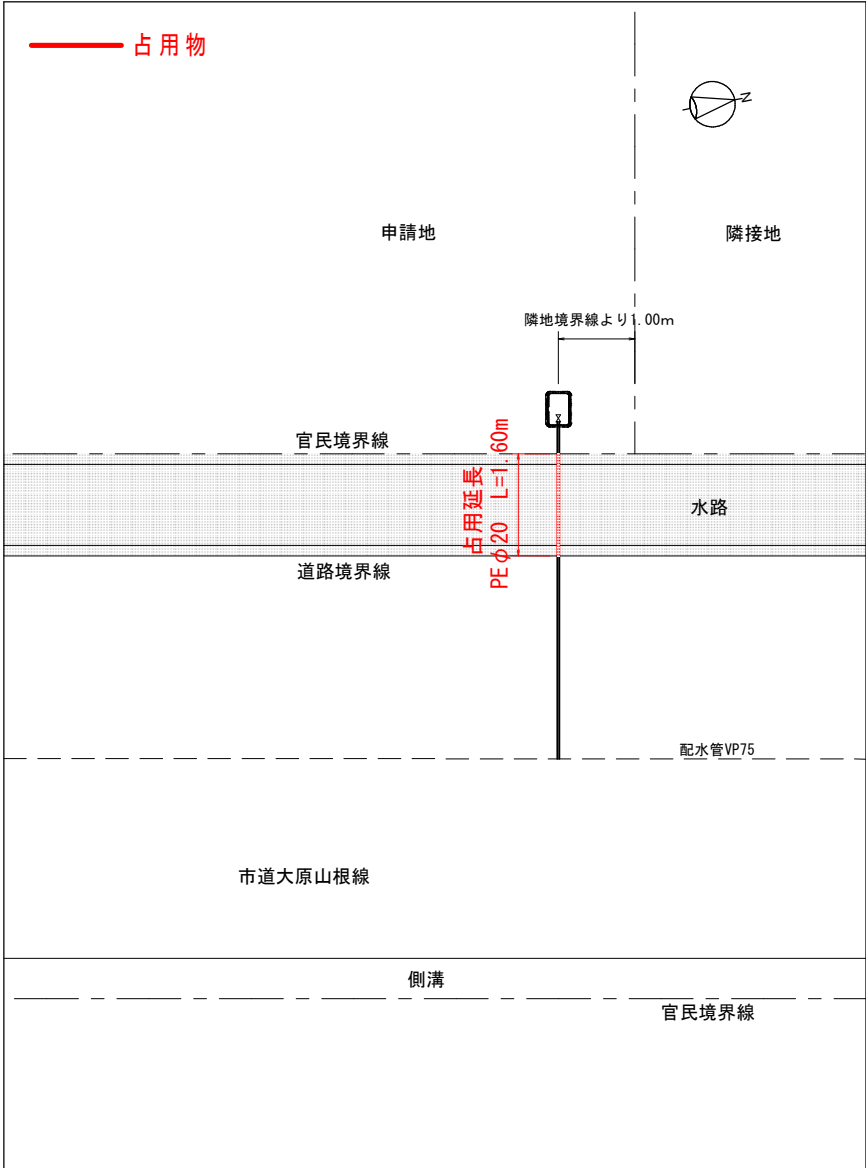
舗装復旧断面図 (S=1/20)



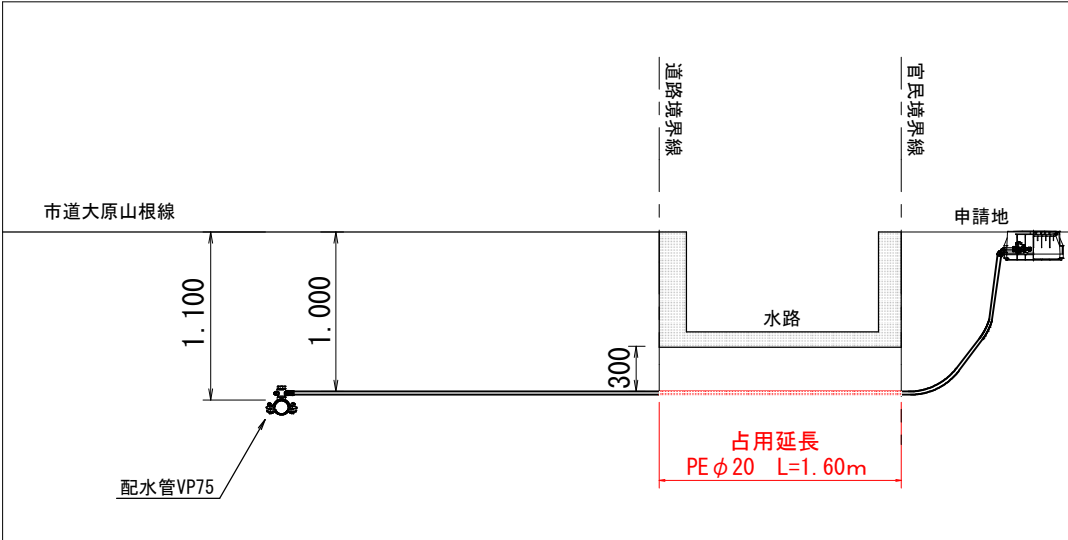
別紙 2

法定外水路部 占用図面

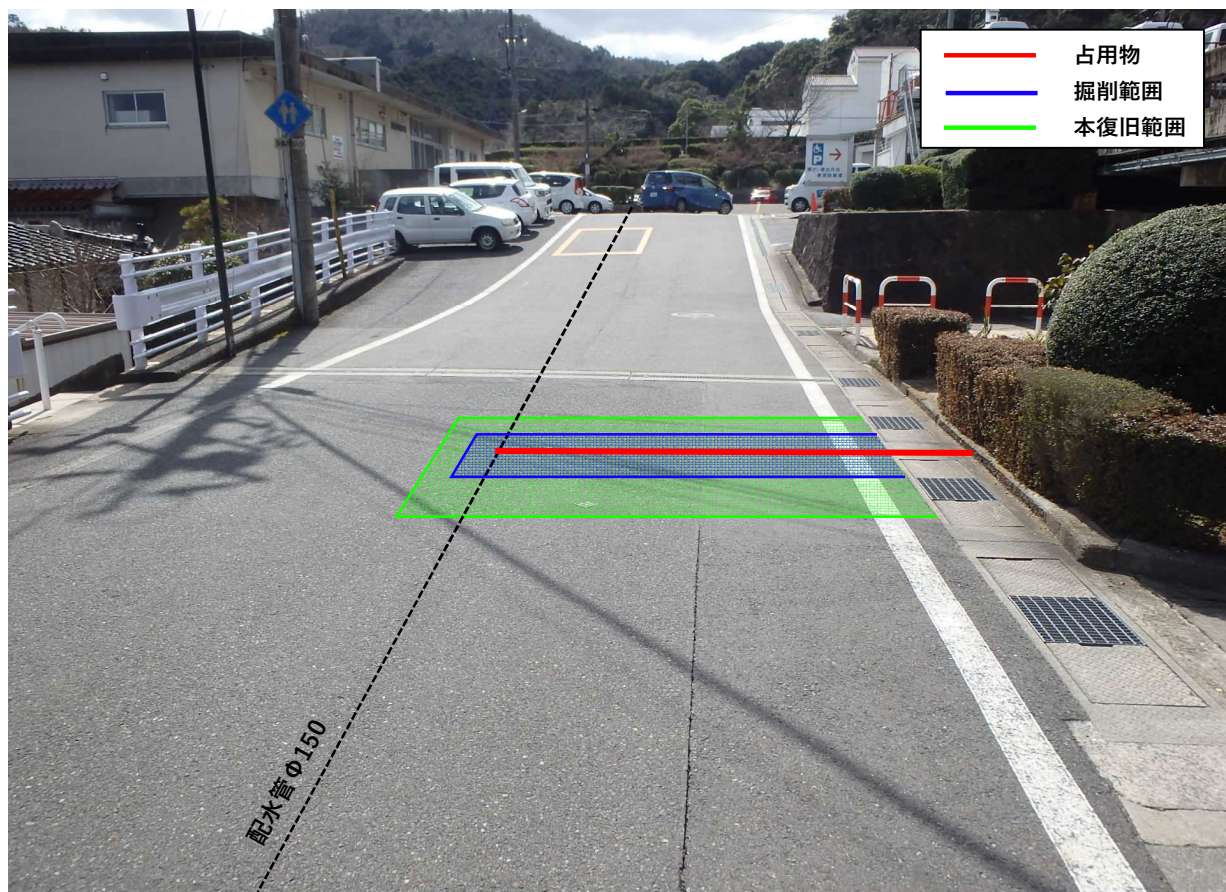
平面図 (S=1/100)



断面図 (S=1/50)



占用位置写真①



占用位置写真②

